令和８年（フ）第９７号
青森県弘前市大字小比内一丁目１番地15　コーポ内山202号、旧住所青森県平川市唐竹堀合23番地３
債務者　白取富美子
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第３０４号
神奈川県平塚市徳延１丁目８番61号　ハピネスしおんの里
債務者　野見山光幸
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３２２号
神奈川県小田原市早川659番地の２
債務者　森　　博基
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３４６号
神奈川県厚木市上落合425番地５
債務者　中村　　愛
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３５４号
神奈川県平塚市出縄523番地の１　アムール湘南101
債務者　山本　　亘
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３８６号
神奈川県厚木市妻田西３丁目22番18号　花物語あつぎ中央、前住所神奈川県厚木市妻田北２丁目４番３号　鈴木方
債務者　高橋香代子（成年後見人　安齋紀子）
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３９９号
神奈川県秦野市堀西1602番地
債務者　勝俣　ユリ
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４１４号
神奈川県小田原市蓮正寺470番地の50　蛍田ハイツ１－３
債務者　矢久保真央
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

免責許可決定

令和８年（フ）第７０号
愛知県稲沢市朝府町７番２―605号
破産者　柴田　　純
１　決定年月日　令和８年８月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。　名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第８０号
愛知県稲沢市朝府町16番34―602号、前住所沖縄県国頭郡金武町字屋嘉2359番地　ヴィラ・アリーエⅢ401
破産者　櫻田　和代
１　決定年月日　令和８年８月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。　名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１３９号
茨城県水戸市見和２丁目255番地　県営見和アパート７棟903号
破産者　伊藤　　隼
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１６６号
茨城県日立市西成沢町１丁目28番６号、開始決定時の住所茨城県桜川市鍬田522番地１　市営鍬田住宅３－２－１
破産者　安丸愛莉菜
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第８７号
群馬県太田市牛沢町54番地、前住所群馬県伊勢崎市粕川町1654番地６　パークサイドＰ２―201
破産者　中村　隆一
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１００号
群馬県邑楽郡大泉町仙石一丁目28番26号
破産者　吉田　敦子
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第８４号
静岡県富士市富士見台７丁目13番地の２
破産者　寺田　泰世
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第３３９号
神戸市中央区旗塚通３丁目３番22号　長谷川ハイツ408
破産者　入本　友哉
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４００号
神戸市垂水区青山台５丁目６番３―424号
破産者　平松千津美
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０２号
神戸市北区鹿の子台南町３丁目17番22号
破産者　岡本　　賢
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４２４号
神戸市東灘区甲南町３丁目３番21号　甲南ビル306号、従前の住所那覇市字国場532番地２　ハイツサフラン302
破産者　福島こと梶山こと與儀こと　菊地萌々恵
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４４号
神戸市東灘区深江南町２丁目１番20号
破産者　田中　昌宜
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５４号
神戸市須磨区中落合１丁目１番410―502号
破産者　筒見　　由
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５７号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の３　２番館504号
破産者　若林　　亮
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　神戸地方裁判所第３民事部